様式第一中「第39条の25第２項」を「第39条の26第２項」に改める。
様式第二中「第39条の26第２項」を「第39条の27第２項」に改める。
様式第三中「第39条の27第１項」を「第39条の28第１項」に改める。
様式第四中「第39条の31第１項」を「第39条の32第１項」に改める。
様式第五中「第39条の36第１項」を「第39条の37第１項」に、「第三十九条の三十六　国土交通大臣」を「第三十九条の三十七　国土交通大臣」に、「第三十九条の三十六第一項」を「第三十九条の三十七第一項」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部改正）

第二条　株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（令和三年財務省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針） **第一条**　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十七条第一項の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一～四　（略） （指定金融機関に係る指定の申請等） **第二条**　法第十八条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　法第十八条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面 五　指定申請者が法第十八条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面 六　役員が法第十八条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面	（事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針） **第一条**　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号。以下「法」という。）第十六条第一項の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一～四　（略） （指定金融機関に係る指定の申請等） **第二条**　法第十七条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　法第十七条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面 五　指定申請者が法第十七条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面 六　役員が法第十七条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　国土交通大臣又は財務大臣は、法第十八条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三条　法第十八条第三項の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（法第十八条第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者）

第四条　法第十八条第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第五条　法第十九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第六条　指定金融機関は、法第二十条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（協定に定める事項）

第七条　法第二十一条第一項第三号の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（帳簿の記載）

第八条　法第二十二条の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

2・3　（略）

2　国土交通大臣又は財務大臣は、法第十七条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三条　法第十七条第三項の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（法第十七条第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者）

第四条　法第十七条第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第五条　法第十八条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第六条　指定金融機関は、法第十九条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（協定に定める事項）

第七条　法第二十条第一項第三号の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（帳簿の記載）

第八条　法第二十一条の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

2・3　（略）